

# 75歳以上の皆様へ

(一定の障がいがある方は65歳以上)

平成20年4月1日から

**後期高齢者医療制度が**

..... **スタート!**

4月1日から、現行の老人保健制度に変わり、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療保険制度として、後期高齢者医療制度が始まりました。

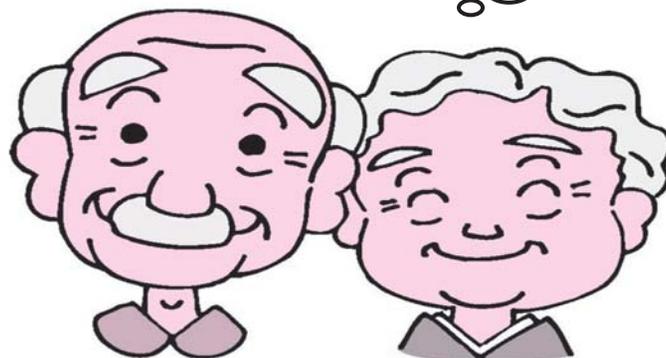
老人保健制度

移行

後期高齢者医療制度

保険証が  
新しくなる  
んだね。

制度が  
変わるんだね。



# 保険証が変わります！

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成20年 7月31日  
 被保険者番号 01234567  
 住所 志賀町末吉1番地1

見 本

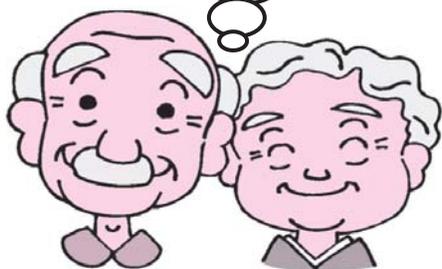
氏名 広域 太郎 性別 男  
 生年月日 昭和5年11月1日  
 資格取得年月日 平成20年4月1日  
 発効期日 平成20年4月1日  
 交付年月日 平成20年4月1日  
 一部負担金の割合 X割

保険者番号 3 9 1 7 \* \* \* \*  
 保険者名 石川県後期高齢者医療広域連合

印

※保険証には医療機関の窓口での自己負担割合が記載されています。

これからは、この新しい保険証を使うんだね。



【お問い合わせ】

石川県後期高齢者広域連合  
TEL 076-223-0140  
志賀町役場住民課 国保年金係  
TEL 32-9121

◆保険証は毎年更新し、その有効期限はその年の8月1日〜翌年の7月31日です。

◆4月以降に75歳になられる方は、75歳の誕生日までに新しい保険証が届きます。

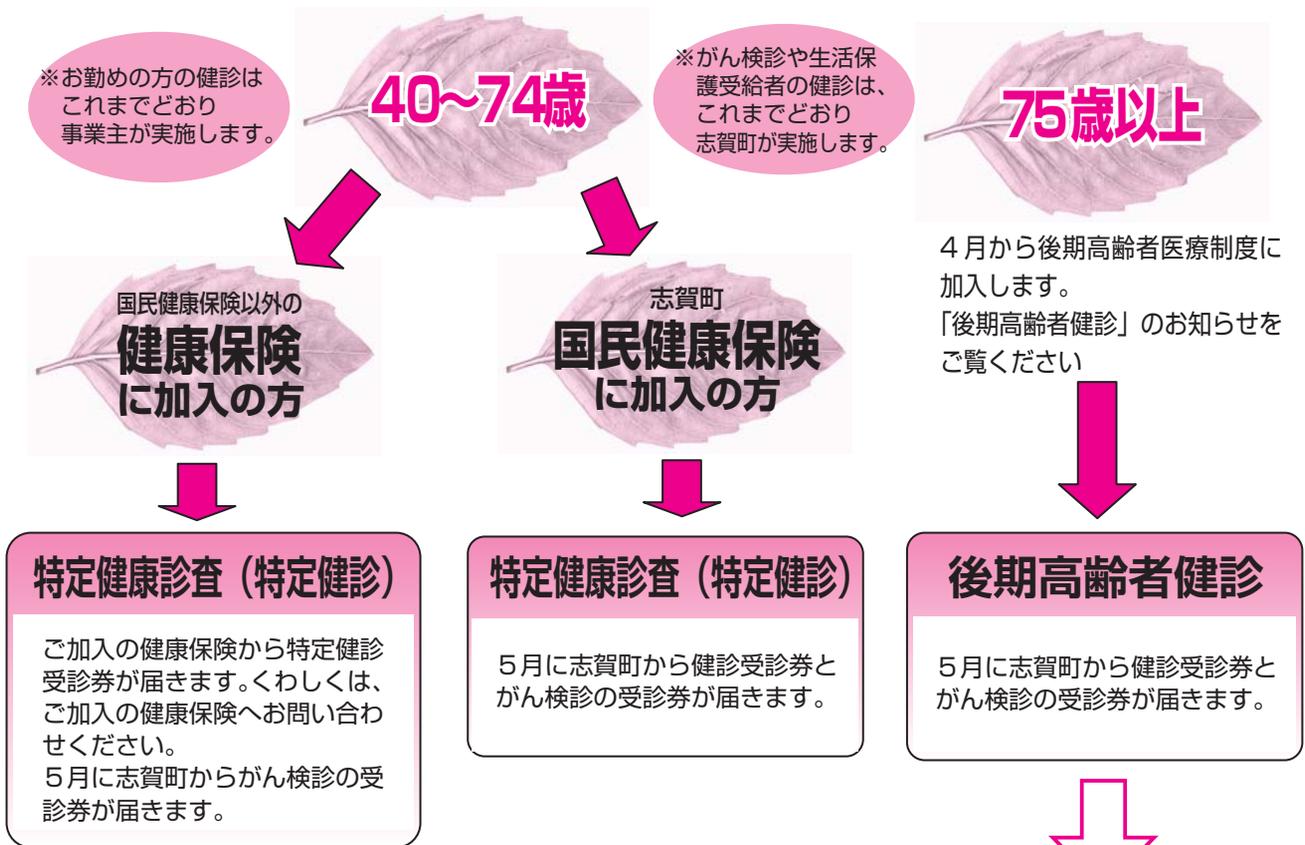
老人保健制度で、限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受領証の交付を受けていた方は、新しい限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受領証が、同封されています。

◆3月中に、対象者の皆様へ後期高齢者医療制度の保険証を郵送しています。届いた保険証の内容に間違いがないか確認してください。

お医者さんにかかるときは、「**後期高齢者医療制度の保険証**」を提示してください。

# 平成20年4月から、これまでの「基本健診」が「特定健診」と「後期高齢者健診」に変わります。

これまでの基本健診は、志賀町が住民を対象に実施していましたが、平成20年4月からは、健診の実施主体が、医療保険者（ご加入の健康保険）に変わります。



## 「後期高齢者健診」のお知らせ

後期高齢者健診の実施時期と実施場所について

これまでは、誕生月に医療機関で健診を受診していましたが、これからは6~7月に集団健診会場（地区集会施設）で受診することになります。



地区の集会施設へ

後期高齢者

健診を受けるときに、必要なもの

健診を受けるときは、受診券と保険証が必要です。忘れずに、健診会場にお持ちください。



治療中



入所中

かかりつけ医のもとで、生活習慣病（高血圧症、糖尿病、高脂血症など）の治療をしている方や施設等において健康管理をされている方は、必ずしも健診を受ける必要はありません。

# 国民年金保険料 学生納付特例申請について

平成20年度も「学生納付特例制度」をご利用される方へ

平成20年度も、平成19年度と同じ学校に引き続き在学される方で、平成20年2月22日までに学生納付特例の承認を受けた方については、学生納付特例申請が簡素化されます。

学生納付特例申請書（ハガキ形式）が送付されてきましたら、4月中に提出してください。在学証明書、学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、平成20年2月25日以降に学生納付特例の承認を受けた方には、ハガキ形式の申請書は送付されません。再度4月に在学証明書 学生証 の写しを添付のうえ申請を行う必要があります。また、在学される学校に変更のある方、失業などを理由とした申請を行う方は、ハガキ方式の申請書による申請を行うことはできませんのでご注意ください。

## 国民年金保険料学生納付特例申請書（記入例）

入学年月と卒業予定年月をご記入ください

今回の申請期間は、最長で平成21年3月までです。

学校の名称	年金大学	学校の所在地	東京	都道府県	千代田	市区町村	霞ヶ関1-2-2
在学予定年月	平成 18年 4 月から平成 22年 3月まで	学生納付特例申請期間	平成 20年 4 月から平成 21年 3月まで				
前年の所得	1. あり 2. なし	前年度における所得税・障害者控除・寡婦控除	1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2. 非課税				
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。							平成 20年 4月 1日
この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。							社会保険事務所長あて
住所	東京	都道府県	杉並	市区町村	高井戸西3-5-24		
氏名							年金 太郎
							(電話 03 - 1234 - 5678 )

前年の所得の有無につきご記入ください。どちらか一方に必ず○をつけてください。

所得がある場合のみご記入ください。

被保険者本人が自書する場合は押印する必要はありません。

平成20年度に「保険料納付を希望」される方には、納付書を送付させていただきます。納付は前納がお得です。1年前納の納付期限は平成20年4月30日になりますのでお早めにご連絡ください。

◆ 手続・お問い合わせは  
七尾社会保険事務所 0767-53-6511 志賀町役場国保年金係 32-9121 (直通)